

高齢者の方に関わる相談に応じます

市地域包括支援センター(市役所健康福祉課内)は、高齢者に関するさまざまな相談や悩みを伺う相談機関で、どなたでも利用できます。

例えば、次のような悩みはありませんか。
 ▼介護保険を利用するには、どうすればよいのでしょうか。
 ▼足腰のために運動をしたいのですが、定期的に開催している健康教室などはありませんか。
 ▼こういった悩みに応じるため、市地域包括支援センターには、主任ケアマネジャー、保健



気になることをご相談ください

師、社会福祉士などの専門スタッフがおりますので、お気軽にご相談ください。
 市では、この他にも身近な相談窓口であるランチ(※)を設置しています。左表のランチでは、介護教室なども開催して

いて、介護に関する知識・技術の普及啓発を行っています。こちらもどうぞお気軽にご利用ください。
 ※ランチ：厚生労働省からの通知により、身近な場所での相談窓口をランチと呼びます。

市内のランチ一覧

名称	場所	電話番号
西根ランチ	特別養護老人ホームむらさき苑内	75-1255
西根北部ランチ	西根北部デイサービスセンター内	74-4810
松尾ランチ	介護老人保健施設(のぞみ)希望内	71-1012
あしる苑ランチ	介護老人保健施設あしる苑内	72-3511
りんどう苑ランチ	特別養護老人ホームりんどう苑内	73-2860

教振のススメ ③

文責：市教育振興運動推進協議会事務局

◆ 岩手の『教振』の特色 ◆

文部科学省は、より良い教育のために、「学校・家庭・地域の連携」の重要性を強調しています。

それを受け、他県や多くの自治体でも、それぞれ独自の運動を展開しています。そうした中で、岩手県の教育振興運動の独自性は、上記の3つに加え、「子ども自身」そして、「行政」を加えた運動としてい

◆ それぞれが担う役割 ◆

教振では、子ども、親(保護者)、教師(学校)、地域、行政を「5者」と呼んでいて、その5者が相互に連携して相乗効果を生



子ども自身が教育の主役です

み、運動が促進されることを期待されています。そのために5者それぞれには、おおよそ次のような責任を果たすことが求められています。

- ◎子ども=学習意欲を高める責任
- ◎親(保護者)=家庭教育を充実させる責任
- ◎教師(学校)=学校教育を充実させる責任
- ◎地域=地域社会の教育環境を整える責任
- ◎行政=様々な教育条件を整備充実させる責任

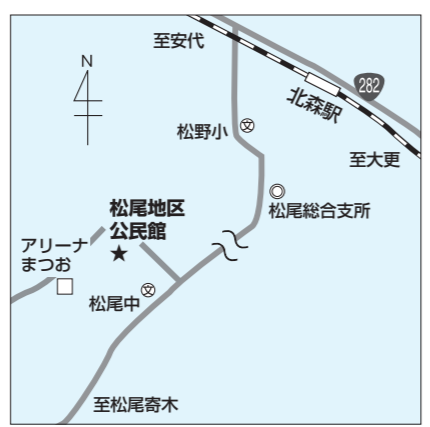


スポーツで一緒に汗を流しましょう

松尾地区公民館は、市のさまざまな催しが行われる松尾地区総合運動公園に隣接し、付近には、市松尾B&G海洋センターや市松尾ふれあい文化伝承館などもあります。館内には、図書館を併設。約1万2千冊の蔵書の中から好きな本を見つけ、読書を楽しむことができます。また、同公民館では、毎年「松

No.2 楽しいこと見いっつけた

松尾地区公民館



尾地区ふれあいスポーツ大会」を開催しています。
 大会は、中学生以上のチームで、ソフトボール(原則男性)とビーチボールバレー(女性限定)をそれぞれ実施。ことしは、6月30日(日)に開催を予定しており、松尾地区以外の方でもオープン参加として出場することができます。多くのチームの参加をお待ちしています(申し込みは、6月25日(火)まで)。詳しくは、松尾地区公民館(☎76・3235)まで。



児童手当の現況届を忘れずに提出してね

平成24年4月から、子ども手当制度に代わり、児童手当制度が始まりました。

毎年6月は、児童手当の受給者全員が児童手当現況届を提出する月です。現況届の提出をしないと、6月分以降の手当の支給ができませんので、必ず6月中に提出ください。

対象となる方には、必要書類などを送付していますが、まだ書類が届いていない方については、地域福祉課へお問い合わせください。

ただし、公務員の方は、勤務先での手続きとなります。

- ①提出期限 6月28日(金)必着
- ②提出窓口 本庁地域福祉課、松尾・安代両総合支所地域振興課、田山支所
- ③提出書類 提出書類は、右の表のとおりです。要件に複数該当している場合は、該当書類を全て提出ください。

福祉 NETWORK

子育てNEWS

☎・内線1154 市役所地域福祉課

児童手当に関する提出書類の一覧

対象者	書類
全員	「児童手当・特例給付 現況届」
厚生年金など、国民年金以外の年金に加入している方	「受給者の健康保険証の写し」または「年金加入証明書」
平成25年1月2日以降に八幡平市に転入してきた方	「平成25年度所得課税扶養証明書」
児童と住民票上住所を別にしていない場合	「別居監護の申立書」 ※児童が市外に居住している場合は、「児童の世帯全員の住民票(本籍・世帯主との続柄表示あり)」も必要です。
祖父母など、父母以外の方が児童を養育している場合	「児童の生計を維持していることの申立書」